



パラ No.	勧告内容	JNNCとNGOの活動	実施状況（政府等の動き）	課題	担当省 庁
		<p>新日本婦人の会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災にあたり、女性のニーズに対応した避難所運営など被災者支援にジェンダー視点をとりいれること(2011.3.23)、復興計画づくりに女性の参画(2011. 4.7)を菅直人災害対策本部長・首相に要望書提出。</li> <li>・原発事故にあたり「放射能から子どもを守れ!原発はいらない!」女性アクションとして、国会、東京電力、文科省に要請行動(2011.6.1)</li> </ul>			
18	<p>差別的法規の廃止（婚姻最低年齢を男女統一、再婚禁止期間の廃止、選択的夫婦別氏制度導入をするよう民法を改正。婚外子差別を撤廃するよう民法と戸籍法を改正。）</p>	<p>mネット</p> <p>福島みずほ男女共同参画担当大臣に要請(2009.10.19)</p> <p>院内集会「通常国会での民法改正を！」(11.11)</p> <p>ブックレット『よくわかる民法改正』(民法改正を考える会著 朝陽会)を出版(2010年2月)</p> <p>民法改正を求めろ！3.3決起集会(3.3)</p> <p>全国の52弁護士会に対し、民法(家族法)改正に関する声明を发出状況を調査(4月)</p> <p>院内集会「今国会で民法改正の閣議決定を！」(6.1)</p> <p>民法改正案が提出されなかったことに抗議する声明を公表(6.16)</p> <p>参議院選挙 選択的夫婦別姓などの民法改正に関する政党アンケートを実施(6月)</p> <p>各政党代表クラスと面談し、民法改正を要請(10.21民主党枝野幸男幹事長代理、10.27社民党福島みずほ党首、11.10共産党市田忠義書記局長)</p> <p>公明党の法務部会と女性委員会の合同会議でmネットから民法改正に関するヒアリング(12.8)</p> <p>夫婦別姓訴訟を東京地裁に提起、記者会見、国会にて報告会(2011.2.14)</p> <p>第1回口頭弁論、国会にて報告・交流会(5.25)</p> <p>「婚外子」差別に謝罪と賠償を求める裁判を支援する会</p> <p>院内集会「今こそ、婚外子相続分差別撤廃を！！」(2010.3.10)</p> <p>国連子どもの権利委員会第3回日本国報告書審査傍聴参加(5.27～28)</p> <p>子どもの権利条約から見た日本の子ども 国連・子どもの権利委員会第3回日本報告書審査と総括所見 子どもの権利条約NGOレポート連絡会議[編] 2011年5月31日出版</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2009年9月の鳩山由紀夫内閣発足直後、千葉景子法務大臣、福島みずほ男女共同参画担当大臣が民法改正に意欲を示した。</li> <li>・法務省は第174国会(2010年)に「民法及び戸籍法の一部を改正する法律案」の提出を予定していたが、提出にはいたらなかった。</li> <li>・2010年3月24日付民事局民事第一課長通知により、出生届の「嫡出子又は嫡出でない子の別」が未記載の場合でも、「その他」欄に「母の戸籍に入籍する」等の記述をすれば受理することを認めた。</li> <li>・東京高裁が2010年3月10日、相続人が婚外子と養子の場合において、民法900条4号但し書を準用することは違憲と判決した。(最高裁に係属中)</li> <li>・最高裁が2010年7月7日、婚外子相続差別裁判の審理を大法廷に回付した。(2011年3月9日当事者間で和解が成立したことにより、憲法判断に至らず却下決定)</li> <li>・第3次男女共同参画基本計画において「夫婦や家族の多様化の在り方や女子差別撤廃委員会の最終見解も踏まえ、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度等の民法改正について、引き続き検討を進める」と記述された。</li> <li>・2010年1月の衆議院本会議で菅内閣総理大臣が「平成8年の法制審議会答申を踏まえ、引き続き与党内において調整していく」と答弁した。</li> <li>・2011年の通常国会では、内閣提出法案はもとより議員提出法案さえ提出されなかった。</li> </ul>	民法改正案の上程	法務省

パラ No.	勧告内容	JNNCとNGOの活動	実施状況（政府等の動き）	課題	担当省 庁
		<p>婦団連 民法改正を求め一連の行動－アピール発表・賛同運動(2010年3月～6月)、首相官邸前リレートーク(3.29)、衆議院全議員への個別要請(4～5月)、請願署名提出(2010.5.26、16423筆、2011.6.10、9008筆)、要望書提出(2010.5.26、福島瑞穂男女共同参画担当大臣、岡島敦子局長宛)。</p> <p>I女性会議 福島みずほ男女共同参画担当大臣へ要請(2009.11.25)、民主党男女共同参画推進会議 小宮山洋子議長へ要請(2010.3.4)</p> <p>北京JAC 「税制改革に関する要望」を野田佳彦財務大臣/税制調査会会長、副会長3人に提出(2010.12.3)、配偶者控除の廃止と基礎控除額の引き上げ、所得税法56条改正など。</p>	<p>税制調査会では配偶控除等は先送りとなった。震災復興予算に議論の方向が向いている状態である。</p>	<p>どのような生き方を選択しようとも公平な税制のあり方、ジェンダー視点の予算のありかたについて、政府内においても議論する場が必要である。</p>	<p>内閣府 財務省 法務省</p>
20	<p>選択議定書の批准 検討、条約の認知 度向上</p>	<p>婦団連 選択議定書の批准を求める請願署名提出(2010.5.2、16825筆)、要望書提出(5.26、福島瑞穂男女共同参画担当大臣、岡島敦子局長宛)</p> <p>WWN 選択議定書の批准を求める緊急要望書提出(2010.2.3)(提出先:千葉景子法務大臣、福島みずほ男女共同参画担当大臣、西村ちなみ外務政務官、外務省人権人道課志野課長 他5名の国会議員)</p> <p>I女性会議 選択議定書の批准を求める国会請願署名提出 衆議院84187筆、参議院82514筆(2009.11)、福島みずほ男女共同参画担当大臣(11.25)小宮山洋子民主党男女共同参画会議議長へ要請(2010.3.4)</p> <p>JNNC ・外務省人権人道課長・人権条約履行室長に面会(2011.6.21) ・法務省国際室に面会予定(2011.7.28)</p> <p>すぺーすアライズ 総括所見のリーフレットの配布、CEDAWIに関する講演会</p>	<p>・外務省人権人道課に「人権条約履行室」を設置(2010.5.12)。</p> <p>・横田洋三中央大学法科大学院教授が、選択議定書批准などの検討のため、法務省特別顧問に任命された(2010.5)</p> <p>・「第3次男女共同参画基本計画」に、「選択議定書の批准については、早期締結について真剣に検討を進める」と記載された。</p> <p>内閣府男女共同参画局は、第3次計画のなかで「女子差別撤廃条約」という用語の周知度を、現状の35.1%から、2015年までに50%以上にするという控えめな目標を立てているが、それであっても、そのための具体的な周知のための方策は皆無に等しい。内閣府は本条約を説明するための紹介のためのDVDを2011年4月に作成し、条文を掲載しただけのポスターを作成したが、この目標を達成するような態様では普及しておらず、その他の普及のための政府の方策も発表されていない。</p>	<p>承認案件の国会上程</p>	<p>外務省、法務省</p>

パラ No.	勧告内容	JNNCとNGOの活動	実施状況（政府等の動き）	課題	担当省 庁
22	差別の定義	WWN ・WWNの院内意見交換会で均等法と男女共同参画基本法に「差別の定義」の明記を要望(10.2.3 福島大臣ほか)			厚生労働省、 内閣府
26	「総括所見」実施状況監視メカニズムの導入	JNNC 監視専門調査会の傍聴継続	・福島みずほ男女共同参画担当大臣の私的諮問機関として、「女性差別撤廃条約推進チーム」が編成され、5回の会合を持った(2009年12月～2010年5月)、 ・「第3次男女共同参画基本計画」に「女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能の強化」がうたわれたことから、2011年2月、男女共同参画会議に監視専門調査会が設置され、フォローアップ項目についての検討が2回行われた(第1回4月15日議論の進め方、第2回5月23日ヒヤリング)。	男女共同参画会議に「女性差別撤廃条約推進専門調査会」を置き、恒常的に「総括所見」の実施状況の監視にあたること。	内閣府
28	暫定的特別措置	WWN ・雇用の分野における暫定的特別措置の実施を要望(2010.2.福島みずほ大臣ほか) ・働く女性(130名)および、グローバルコンパクト賛同企業(13社)にむけ、「意思決定の場に女性を処遇するため」のインタビューと企業訪問を実施(2011.1-6月) ・6月22日 働く女性と企業へのインタビューによる実態報告に関し国会議員と省庁との意見交換会			厚生労働省
28・42	暫定的特別措置(意思決定地位への女性の参加)	北京JAC 菅総理大臣に「女性閣僚の登用と内閣府特命男女共同参画担当大臣 任命についての要望書」を提出(9月15日)。「具体的施策の提案募集」に際し、答申第1分野「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」に関して、選挙制度見直しなど4項目を提案。  I女性会議 福島みずほ男女共同参画担当大臣(09.11.25)小宮山洋子民主党男女共同参画会議議長へ要請(10.3.4)	菅改造内閣の閣僚のうち女性は1人のみ。内閣府特命 男女共同参画担当大臣の兼職が多いことも変化なし。この面に関しては自民党時代より後退。	政党におけるクォータ制を含むポジティブ・アクションの実現。最も内外に男女平等を象徴的にまた実質的に示しうるポジションだが、その政治的意思が欠如。 暫定的特別措置とあわせて、女性の政治参加と多様な民意・ニーズの反映を確保するため、現在の小選挙区制を見直し、比例代表制中心の選挙制度にする。	内閣府
30	政府職員の女性侮蔑発言を犯罪とする方策	石原都知事の女性差別発言を許さず、公人の性差別をなくす会 ①男女共同参画担当大臣に要望行動・要望書提出(2010.1.12) ②民主党男女共同参画推進会議議長に要望行動・要望書提出(1.15) ③日弁連集会にて「言葉の暴力概念と被害」について発表(1.15) ④民主党同上会議にてヒヤリング(2.22) ⑤第3次基本計画に伴う政府への要望(パブリックコメント提出、公聴会での発言)(5月) ⑥その他、人権関連集会などで発言やアピール	NGOから、国会議員や担当大臣への要請、政権党でのヒヤリング、政府へのパブリックコメント、公聴会発言などを重ねたにもかかわらず、政府公表の「第3次基本計画」において、CEDAWから指摘された女性差別発言に関する課題への言及がない。言葉による暴力の存在と問題点、被害などの訴えに耳を貸さないのは、司法にとどまらず政治においても同様で、今後の展望や視点が全くみられない。	言葉による女性への人権侵害が暴力であるという認識を明示しない限り、勧告の求める「女性に対する言葉の暴力を防止し処罰する措置」につながらない。29,30項目の懸念と要請を放置しないために、政府職員や政治家の「言葉の暴力を犯罪とすることを含む方策」を取ることを直ちに検討し、実効性ある施策を講じるべきである。	内閣府、 法務省

パラ No.	勧告内容	JNNCとNGOの活動	実施状況（政府等の動き）	課題	担当省 庁
30・48	男女の役割と責任についてのステレオタイプにもとづく態度を根絶するための努力をいっそう強化。男女の家庭と職場の責任の両立支援、男性の育児休業利用奨励	<p>北京JAC 「具体的施策の提案」募集に際し、答申第2分野「社会制度・慣行の見直し、意識の変革」に関し、配偶者控除の縮小・廃止などの税制の見直し改革、住民登録の個人単位、ジェンダー統計、ジェンダー予算、民法改正、無償労働の政策反映などの9項目を提案。</p> <p>I女性会議 集会開催「私たちの求めるワークライフバランス」(2009.4.25)、無償労働、固定的性別役割分担の解消、社会的制度・慣行の見直し、配偶者控除、配偶者特別控除の廃止・個人単位の年金制度にすることなどを、福島男女共同参画担当大臣(2009.11.25)、小宮山洋子民主党男女共同参画推進会議議長(2010.3.4)へ要請</p>	「第3次男女共同参画基本計画」に記載された。	無償労働に関する政策がない。	内閣府、経済産業省、総務省
34	性暴力の法改正	<p>すべーすアライズ 院内集会(2010年5月及び10月に開催)、IWRAPの性暴力の出版物の翻訳出版と日本宛総括所見の書籍化、法務大臣への要請、犯罪被害者基本計画へのパブリックコメント提出、緊急避妊についてのパブリックコメント提出、性暴力被害者支援者要請についての内閣府への協力</p> <p>サバイバーズ・ジャスティス 院内集会(2011年5月25日)にて、性暴力被害者支援の充実、刑罰規定改正の必要性、それらに関連する国連人権条約委員会からの勧告などについて報告。矯風会・ステップハウスのイニシアティブにより(サバイバーズ・ジャスティス協力)、国連・女性に対する暴力立法ハンドブックの翻訳およびその解説を書籍として出版(『女性への暴力の防止・法整備のための国連ハンドブック』2011年、梨の木舎。)</p> <p>(JNNCメンバーが参加する性暴力禁止法をつくらうネットワークにおいて) 裁判員制度導入1年における性暴力事件の審理に関する調査および政策提言(2010年5月)性暴力禁止法の制定を求める全国キャラバン(2010年5月～継続中)犯罪被害者等基本計画に意見提出(2010年10月)法整備および運用に関する内閣府、法務省、検察庁、裁判所とのディスカッション。</p>	刑法改正については検討したと主張するも、実体法の改正についての前進は皆無。法務省は刑法改正の必要なしとの認識を示した。ただし、性暴力被害者保護については一定の前進がされている。第3次男女共同参画基本計画や第2次犯罪被害者基本計画においては、性暴力被害者対応についての記載がかなり充実する見込み。また、性暴力被害者対応については、特別に予算案が策定されている。また、警察庁では犯罪被害者対応のワンストップセンターのモデル事業を開始、民間医療機関でも性暴力被害者専門サービスを開始するが、厚生労働省が黙認。	刑法及び刑事訴訟法等の改正案の上程、性暴力対策についての予算化、民間活動を生かした総合的なサービスの展開(現状では原則として警察の犯罪被害者対策の枠組みの域を出ていない)。	法務省、内閣府、厚生労働省、警察庁

パラ No.	勧告内容	JNNCとNGOの活動	実施状況（政府等の動き）	課題	担当省 庁
38	「慰安婦」問題の永続的解決を緊急に行うこと	<p>WAM 第3次男女共同参画基本計画に関して男女共同参画担当大臣に要望書提出(2010.1.31)、第3次男女共同参画基本計画に関して民主党男女共同参画推進会議議長に要望書提出(2.3)、第3次男女共同参画基本計画に伴う政府への要望(パブリックコメント提出)(5月)、国連人権高等弁務官来日に際してNGOフォーラムに参加、「慰安婦」問題に関する情報提供(5.13)</p> <p>戦時性暴力問題連絡協議会 国会議員全員にCEDAW総括所見(37-38)等を配布(2009.9.29)、韓国・台湾・フィリピン・日本の各支援団体の「慰安婦」問題解決を求める総理大臣宛要望書を伝達(2009.10.28)、2009-2010年に「慰安婦」問題解決のための立法を求める院内集会5回にわたって開催、第3次男女共同参画基本計画に伴う政府への要望(パブリックコメント提出)(2011.2.5)⑤総理大臣談話に「慰安婦」問題の解決を入れるよう民主党および政府への働きかけ(2011.8.6) 日・韓・国際署名(約61万筆)を日本と韓国の5団体共催で政府に提出し、韓国の被害者・国会議員を招いて院内集会(2011.11.25)。3・11東日本大震災に際し韓国・フィリピンをはじめとする被害国からカンパや激励のメッセージが届いたこと、および被災した「慰安婦」被害者・宋神道さんの無事を知らせる号外ニュースを衆参国会議員に配布(2011.3.28)</p> <p>オール連帯 ①鳩山由紀夫首相、福島みずほ党首、亀井静香代表(与党)に「慰安婦」問題解決の要請書(CEDAW勧告を周知)伝達(2009.9.17)②政府に「慰安婦」問題解決を求める市議会意見書増加を目して集会(2010.3.24)・パンフ作成 ③第3次男女共同参画基本計画に伴う政府への要望(パブリックコメント提出)(2010.5.12)、④総理大臣談話に「慰安婦」問題の解決を入れるよう民主党および政府への働きかけ(2010.8.7)、⑤政治の不作為を断ち切るため院内集会(元軍属証言・最新被害者映像等)(2010.10.28)、⑥「慰安婦」裁判判決の加害・被害「事実認定」を全集約した記録集作成、議員・市民に周知(2010・10)、⑦各国被害者の現状調査(生存者数・要望・生活・各国政府の対応等々)を行ない集約して関連議員等に提供。(2011・6)</p> <p>婦団連 「慰安婦」問題の永続的解決を求める請願署名提出(2010.5.26日、6496筆)、要望書提出(5.26、福島みずほ男女共同参画担当大臣、岡島敦子局長宛)。</p>	<p>「第3次男女共同参画基本計画」に「慰安婦」問題解決に向けた施策への言及がない。また2010年8月10日に公表された韓国併合に関する総理大臣談話においても、「慰安婦」被害者への救済は言及されていない。 「慰安婦」問題の解決を求める地方議会意見書・決議などが、36地方議会で可決された。(2011年6月現在)</p>	<p>「慰安婦」制度の被害者に対する謝罪、補償、真相究明、加害者処罰、教育を含む永続的な解決を実施するための立法的・行政的措置をとること。</p>	内閣府、外務省
40		<p>すぱーすアライズ CATW-APの事務局長の招聘し、日本国内とのNGOとの会合設定、受入国での当事者支援・教育プログラムの基盤づくり。</p>		<p>一度生じた被害を完全に回復することは不可能であり、予防が大切な目的となるが、今すぐに全ての被害を予防することは現実的には困難なため。まずは生じた被害の回復・被害者の保護が急がれる課題となり、また、日本もアジアの隣国と共に法制定を行うことによって責任をもって人身売買の防止と被害者の保護・支援に関する法制定を行うことが急がれる。</p>	

パラ No.	勧告内容	JNNCとNGOの活動	実施状況（政府等の動き）	課題	担当省 庁
44	教育 (教育基本法に「男女平等の推進」を再度取り入れる。男女平等を推進する教育の実施。第3次男女共同基本計画で、大学女性教員の割合を引き上げ、男女比率を同等にする。)	<p>男女平等をすすめる教育全国ネットワーク</p> <p>①ネット要望書提出(2010. 3福島大臣、文部科学大臣川端達夫、男女共同参画局局长宛)②2010. 4文科省と懇談③基本問題・計画調査専門委員会に要望書④菅政権に対して、要望書を2回提出(7.15、10.14.固定的性別役割で進出しなかった分野への教育・労働教育を重視し教育予算を増額、教育条件を整備すること)</p> <p>③文部科学省と懇談: 男女平等教育、性教育の推進と家庭科の単位増を要請した。(2010, 4. 23 2011, 1, 26・5, 12)</p> <p>婦団連</p> <p>男女平等教育推進、多様な選択を可能にする教育・学習の充実のため、授業料以外の学校教育経費の無償化と高校・大学生への給付制奨学金創設をを求める要望書提出(2010.5.26、福島みずほ男女共同参画担当大臣、岡島敦子局長宛)、文科省要請(5.26)。</p>	「第3次男女共同参画基本計画」に男女平等を推進する教育・学習は学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において充実を図る。とされた。学校教育への位置づけも盛り込まれた。今後各分野、とくに学校教育での男女平等を推進する教育・学習を具体化する必要がある。	教育基本法には「男女平等の推進」がない。 第3次男女共同参画基本計画に男女平等を推進する教育の実施を盛り込む。暫定的特別措置の教育分野では意思決定の場に女性管理職、職員団体役員、大学女性教員など、数値をあげて引き上げる。女子の進出が少ない分野における教育・訓練を奨励する。	文部科学省、法務省、内閣府
46・54	男女の賃金格差解消。社会的に弱い立場にあるグループの女性に特有のニーズに対応する政策やプログラムの導入	<p>北京JAC</p> <p>「具体的施策の提案」募集に際して、答申第7分野「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」に関し、最低賃金引き上げ、1日当たり労働時間の絶対上限設定、就学前教育の無償化、ひとり親世帯子どもの貧困率削減、学歴取得支援など7項目を提案。</p> <p>すぺーすアライズ</p> <p>男女及び女女間での格差縮小と経済的公正の実現のため、日弁連貧困問題対策本部での女性の貧困についての提言、APEC2010と並行して、NGOの共同主催で、自由貿易のもたらす女性への悪影響や女性の負担の増加について分析のシンポジウムを開催。</p>	「第3次男女共同参画基本計画」に、「子どもの貧困率」「ひとり親世帯貧困率」算出が記載され、「生活上の困難の世代間連鎖を断ち切るための取組」に賃金・ワーク・ライフバランス、教育の機会など同趣旨が一部記載されている。	政府には貧困撲滅とジェンダー平等の基本的認識が欠けており、雇用やセーフティネットの政策が不十分。労働者派遣法の抜本的改正、均等待遇の実現。民族・出自、セクシュアリティなどによるマイノリティ女性たちのニーズに即した政策をとる。	内閣府、厚生労働省

パラ No.	勧告内容	JNNCとNGOの活動	実施状況（政府等の動き）	課題	担当省 庁
46	<p>雇用 (労働市場における女性の男性との事実上の平等の実現。垂直・水平の男女職業分離をなくし、男女の賃金格差をなくすために暫定的特別措置を含む具体的な措置を取る事、及び妊娠・出産の場合の女性への違法な解雇の慣行を防止する措置をとること。公的・私的部門の両方で、セクシュアル・ハラスメントを含む雇用分野での女性に対する差別に対する制裁措置を確立すること。)</p>	<p>均等待遇アクション21 ①新政権への要望書提出(2009.10.2 民主党、社民党、国民新党 各党首宛 均等待遇アクション21事務局) ②福島みずほ大臣へ要請(1.14均等待遇アクション21) ③民主党男女共同参画推進会議の第3次男女共同参画基本計画策定に向けてのヒアリング出席(3.11北京JAC、均等待遇アクション21) ④第3次男女共同参画基本計画策定へ向けて公聴会(5.8)やパブリックコメント(5.10)で意見表明 ⑤「ベイ・エクイティで丸ごと解決！」集会開催(5.5 均等待遇アクション21、全石油昭和シェル労働組合、商社ウィメンズユニオン、ユニオン・ベイ・エクイティ(UPE)の共催) ⑥「ベイ・エクイティで丸ごと解決！パートⅡ～現場から政策へ～」集会開催(10.9 同上4団体共催) ⑦職務評価実践のためのDVDの作成(2011・6完成)</p> <p>WWN 実質上の男女平等を求め下記3点の要望書提出(2010年2月3日) 1) 間接差別のコース別制度をなくすため指針の「雇用管理区分」のカテゴリーを削除 2) 同一価値労働同一賃金の法的整備 3) 雇用の分野における暫定的特別措置(意思決定の場への女性の登用)の実施 提出先:千葉景子法務大臣、福島みずほ男女共同参画大臣、西村ちなみ外務政務官、厚生労働省河野課長補 他5名の国会議員</p> <p>新婦人 派遣法抜本改正をもとめる署名活動や議員要請(中央と地方から) JALの整理解雇撤回をもとめる署名行動(2010～2011)</p> <p>婦団連 女性労働者が非正規雇用に置き換えられ賃金格差が是正されない実態の調査・分析・改善措置を求める、及び、人間らしい生活のできるよう最低賃金引き上げを求める要望書提出(2010.5.26、福島みずほ男女共同参画担当大臣、岡島敦子局長宛)、厚生労働省要請(5.26)。</p> <p>I女性会議 福島みずほ男女共同参画担当大臣、(2009.11.25)小宮山洋子民主党男女共同参画会議議長(2010.3.4)に、同一価値労働同一賃金、派遣法の改正、女性の貧困化の解消のための対策などを要請</p>	<p>・厚生労働省「変化する賃金・雇用制度の下における男女賃金格差研究会報告書」(2010.4) ・厚生労働省「パート社員の能力をより有効に発揮してもらうために…職務分析・職務評価実施マニュアル」作成(2010.3) ・厚生労働省「男女間の賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」作成(2010.8) ・第3次男女共同参画基本計画に「ILO100号条約の実効性確保のため、職務評価手法等の研究開発を進める。」、非正規雇用に関し「同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇を推進するため、法整備も含めて具体的な取組方法を検討する」と記載された。またポジティブ・アクションの推進も規定された。(2010.12) ・内閣府のポジティブ・アクションのWGが発足し、検討開始</p> <p>派遣法改正法案出されているが、8割の派遣労働者が対象にならないなど、不十分な内容。非正規労働者の7割を占める女性の状況改善につながるものにならない。</p>	<p>①正社員の所定内賃金だけでなくパート労働者をはじめとする非正規雇用労働者を含めた、すべての労働者を対象に検討して男女賃金の実態を捉えること。 ②厚生労働省作成のマニュアルの改訂。国際条約の趣旨に則ったパート労働法に改正し、国際基準の職務評価制度の確立。 ③厚生労働省作成のガイドラインの改訂。非正規も含めた職場の実態を反映させた実効性のあるガイドラインにする。 ④実効性のあるポジティブ・アクションの策定</p> <p>派遣労働を原則禁止とする抜本的法改正</p>	<p>厚生労働省、内閣府</p> <p>厚生労働省</p>

パラ No.	勧告内容	JNNCとNGOの活動	実施状況（政府等の動き）	課題	担当省 庁
48	家庭と職業生活の調和（男女の家庭と職場の責任の両立支援。異なる年齢層の子どもへの保育施設の提供と手頃な料金での利用を拡充。男性の育児休業利用奨励。）	<p>均等待遇アクション21 「子ども、子育て新システム」についての申し入れ(2010.4.26 内閣府泉政務官へ 北京JAC、均等待遇アクション21)</p> <p>婦団連 保育所待機児童解消のため、詰め込み保育でなく公的保育所・学童保育所の拡充を求める要望書提出(2010.5.26、福島みずほ男女共同参画担当大臣、岡島敦子局長宛)、厚生労働省要請(5.26)。</p> <p>新婦人 待機児童解消と保育環境の改善について緊急アンケート(2010.3)30都道府県217人分の回答をまとめ、公的保育所の増設と緊急支援対策で早期に待機児童解消をはかることをもとめることなど7項目の要望書を提出(6.1、厚労大臣宛)</p> <p>北京JAC 「具体的施策の提案」募集に際し、答申第5分野「男女の仕事と生活の調和」に関し、非正規雇用者の均等待遇、長時間労働抑制、保育の最低基準(ナショナルミニマム)をベースにする、介護労働・保育者の労働条件改善、セクハラ被害に対する労災保険適用など6項目を提案。</p>	<p>政府は幼稚園と保育所を「こども園」(仮称)に統合し2013年度からの実施、10年の経過措置などの制度案を公表した(2010.11.1)。2010年11月、国はセクハラを労災と認定し、2011年2月より認定基準の見直しを検討している。</p>	<p>公的保育の拡充(公的保育所増設、待機児童解消の緊急支援、母子世帯優先入所や休職中の保育所入所、保育所最低基準引き上げ、保育料引き下げ、正規雇用の保育士増員、規制緩和は行わない)</p> <p>新構想に子どもの発達権の視点があるのか、親の立場と企業の立場が重視されていないか。基本計画(案)には、ナショナルミニマム設置やその順守・保育の質を下げないための働く人の身分保障などの記載はない。働く人の身分保障を確保した予算措置が必要である。</p>	厚生労働省
50	健康（思春期の男女を対象とした性の健康に関する教育を推進、妊娠中絶に関するものを含め、性の健康に関するあらゆるサービスに対してすべての女性や女兒のアクセスを確保）	<p>婦団連 女性医師・看護師の就業環境の調査・整備と、産科医・小児科医の増員を求める要望書提出(5.26、福島瑞穂男女共同参画担当大臣、岡島敦子局長宛)、厚生労働省要請(2010.5.26)。妊婦健診の14回無料化の継続、出産一時金の増額、国保の傷病・出産手当の強制給付を求める要望書提出(5.26、福島みずほ男女共同参画担当大臣、岡島敦子局長宛)、厚生労働省要請(5.26)。</p> <p>I女性会議 ①妊婦健診に対して、健康保険の適用などの公的保障を実現すること、および妊娠・出産費用の公費負担の制度確立と無料化の実現などを求める自治体議会での意見書採択にむけて活動。2010年10月までに6県議会、23市議会で意見書が採択された。 ②第三次男女共同参画基本計画策定にむけて、リプロの理念にもとづいた自己決定権、性教育の充実等を「計画」に盛り込むよう要請し、公聴会での発言、パブリックコメント提出などを行った。 ③「子ども・子育て新システム」について、妊娠・出産、保育を重点に厚生労働省にロビーイングした。 ④衆参の厚生労働委員に対し、「出産育児一時金」「妊婦健診」の費用は、妊娠・出産にかかわる女性の権利として公的保障制度を確立することを要請。</p> <p>新婦人 子宮頸がんワクチン公費助成を地方議会と国に要請</p>	<p>「子ども・子育てビジョン」のなかに、妊婦健診や出産にかかわる経済的負担の軽減、新生児集中治療室の整備、相談支援体制の整備などが盛り込まれた。「子ども・子育て新システム」のなかに、妊婦健診、出産育児金、出産手当等が入れている。</p> <p>子宮頸がんワクチン、2011年度までの国の補助実現。継続が課題。</p>	<p>①妊娠・出産の費用を公的に保障する法制度の確立②リプロダクティブ・ヘルス・ライツの「自己決定権」の意識の向上と、権利保障の法整備</p>	厚生労働省、内閣府

パラ No.	勧告内容	JNNCとNGOの活動	実施状況（政府等の動き）	課題	担当省 庁
50	健康 (特に人工妊娠中絶について)	すぺーすアライズ 国際会議で日本の状況を報告、100万人署名、墮胎罪撤廃について新聞や雑誌取材対応、参議院選挙前に政党アンケート実施と公開、ICPD+15関連国際会議や国連特別報告者への日本のリプロダクティブライツの状況について国際的発信、世界保健機関(WHO)の中絶のガイドライン翻訳中。	具体的な法改正の検討の兆しさえ見られないが、「第3次男女共同参画基本計画(案)」において文言が置かれた。ただし、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの定義について不明瞭であり、かつ墮胎罪撤廃は多様な国民の意見を踏まえてなどと、差別的法規であるという認識が政府には見られない。	墮胎罪廃止法案の上程、リプロダクティブ・ライツを中心にすえた法律の制定。	法務省、厚生労働省
52	マイノリティ女性 (マイノリティ女性に対する差別の撤廃のために、政策的枠組みの設置や効果的な措置をとる。マイノリティ女性の代表を意思決定機関に任命。マイノリティ女性の状況に関する包括的な調査の実施。)	北海道アイヌ協会札幌支部、部落解放同盟、アプロ女性実態調査プロジェクト、IMADR-JC ①勧告の実施に向けたNGO共同要請:(1)男女共同参画大臣宛(18団体)、面談要請、(2)基本問題および監視影響調査専門調査会への要請 ②第3次男女共同参画基本計画に勧告の内容が反映されるよう要請。	第3次男女共同参画基本計画の第8分野に障害があること、外国人、アイヌ、同和問題等に加え、女性であることで複合的に困難が状にある女性について記載されたが具体的施策は明確ではない。	「第3次男女共同参画基本計画」に勧告の実施に向けた計画が明確に記述されること(現在皆無)。少なくとも第8分野の見出し項目に「マイノリティ女性」を含めるべき。基本計画を策定する協議機関の委員にマイノリティ女性の代表を登用すること。基本問題・計画専門調査会の委員にマイノリティ女性の代表を登用すること(現在皆無)。各専門調査会において、アイヌ・部落・在日コリアン女性が行ったアンケート調査の結果や女性たちの声を聞くヒアリングの機会を設けること。	内閣府 ほか
54		DPI女性障害者ネットワーク 障害者権利条約の批准に向けた国内法整備を進める障がい者制度改革推進会議に、障害女性が置かれている複合差別を認識するとともに独立した条文を設け、障害のある女性に関する行動計画を伴う政策を作る基本的指針を示すよう要請。	障がい者制度改革推進会議で、障害女性を独立した条文として追加するかどうか検討することがほぼ決まる。ただし障害女性の課題についての認識は薄い。	障害者基本法改正の動きのなかに障害女性の課題を入れることが必要。また、障害者に関わる国の統計を男女別に行い、障害がある女性がより困難な状況にあることを認識し、必要な支援を行うことが必要。	内閣府、厚生労働省
55	北京宣言及び行動綱領	すぺーすアライズ Beijing+15に向けたアジア太平洋地域の会議に参加。APWW(アジア太平洋女性監視機構)を中心Beijing+15に向けて提言等。また国内の報告書に対する提言。NYでの会合への参加。	北京宣言や行動綱領について、CEDAWを補完する重要な文書であるとの認識の欠如		外務省、内閣府
56	ミレニアム開発目標	すぺーすアライズ 当団体では、政府のMDGsへの積極的関与に向けて、単独でまた、GII/IDI外務省NGO懇談会やGCAPの一員として、G8、G20や国連の会合等にあわせて恒常的にアドボカシーを続けている。また保健分野については今後5年間の計画の策定に向けてアドボカシーをしたが、2010年9月に新保健政策が発表された。今後、UN women創設に伴い、政府の強いコミットメントを求めていく。Civil G20 Dialogueにてシェルパとの意見交換。韓国でのG20サミットにあわせて、Gender Justice Actionに招聘され、Ngoとしての提言。	不況の中、ODA減額傾向にあり、またその中でも女性分野、とりわけリプロダクティブ・ヘルスサービスは手薄である。		

パラ No.	勧告内容	JNNCとNGOの活動	実施状況（政府等の動き）	課題	担当省 庁
57	その他の条約の批准	<p>すべーすアライズ 子どもの権利委員会でのロビイング(当団体では国内広報のみ。ただし、多くの団体が積極的に関与)。社会権規約(2012年に審議予定。)については、日弁連を通じて政府報告書に対するカウンターレポートを準備中。</p> <p>サバイバーズ・ジャスティス 子どもの権利条約に基づく第3回日本報告審査(2010年5月)にあたり、子どもの権利条約NGOレポート連絡会議の一員として、子どもに対する性暴力、セクシュアルマイノリティのこどもたちについてNGOレポートを作成、提出、委員会に対するロビー活動を実施。総括所見発表後、院内セミナー(2010年7月、2011年6月)を開催し、総括所見の概要説明、今後の課題について報告。第3回日本報告審査について『子どもの権利条約から見た日本の子ども 国連・子どもの権利委員会第3回日本報告審査と総括所見』を出版(現代人文社、2011年)。</p>	これまでの対応とあまり変化がない。	条約の履行監視強化と選択議定書批准	外務省